

芦峯寺門前地の形態 ——宗教村落芦峯寺の場合——

米原 寛*

はじめに

1 問題提起にあたって

加賀前田氏は、慶長6年以降近世的領国支配と近世的都市建設に着手するために様々の政策を実施した。そのひとつには自治都市であり、すぐれて中世的都市の一形態である寺内町を近世的都市に切り換える都市政策があった。

前田氏は16世紀後半から17世紀前半にかけて金沢町の前身である金沢御坊（尾山御坊）をはじめ城端善徳寺の寺内町・井波瑞泉寺の寺内町・伏木勝興寺の寺内町など浄土真宗の寺内町の近世都市化への領主的作業を行った。

一方こうした動向に反して大岩山・安居・二上山・岩峯寺・芦峯寺など天台・真言密教の寺院の場合においては、14世紀以降武将の庇護を受け衆徒と門前の住民（主として百姓）を一体的にとらえていた中世的支配形態をそのまま踏襲し衆徒（寺）に寺領地寄進や諸役免除等の特権を付与し、一方衆徒（寺）に従属させる形として門前の居住民を位置づけたのである。

しかし天保8年（1837）以降の藩の復古政策のもと芦峯寺門前の居住民（百姓）の側は衆徒（寺）への従属形態を否定し、郡奉行支配を主張するのである。

2 本稿の論点

門前地とは、本来、相對請地等によって寺社門前に自治区域を形成するものであり、いわゆる「寺内」と同義である。加賀藩では元和以降「寺内」に代わり「門前」の文字が使用されており¹⁾、芦峯寺門前を他所の寺内との比較などを通してその実態を検討するものである。

今回取り上げようとする宗教村落芦峯寺は、中世において修験寺院芦峯寺を門前地を含む地域として包括的に芦峯寺門前百姓ととらえ、庇護を受ける武将の武運長久や家内安全の祈禱を一体として行うものであった。近世に入ると、加賀前田氏治下においては、修験寺院芦峯寺は下寺とも言うべき宿坊を組織し「一山」と称する自治組織

* 富山県 [立山博物館]

を作り上げ、一方門前百姓を「興守」とも称し²⁾、修験寺院の諸堂の管理維持や法会を勤める際の必要な門前集団として捉え、しだいに寺内町的な支配景観が形作られていったのである。

今回の発表の論点は、修験寺院芦峯寺が、中世や近世初期の諸特権を背景に「一山」という自治組織を形成し門前百姓を従属させる、いわゆる「寺内町の近世都市化への領主的作業」に逆行する動きについて紹介するものである。

1 宗教村落芦峯寺の構成

1.1 芦峯寺の歴史景観

芦峯寺は、古くから常願寺川下流の岩峯寺とともに立山山中に修行する行者の活動拠点として開けた。鎌倉時代に増補された「伊呂波字類抄」十巻本の巻四（立山大菩薩）に「慈興聖人建立者、自天河北三所上芦峯寺、根本中宮、横安楽寺」とあり、当地には立山信仰の拠点寺院芦峯寺があった。鎌倉時代後半になると、行者は同寺を中心に宗教村落を構成したとみられる。文明三年（1472）1月16日の土肥将真寄進状に「あし倉衆徒・名主御中」³⁾、同7年5月21日の神保長職寄進状には「芦峯百姓」⁴⁾とみえ、この頃すでに修験者のほか百姓も居住していたことをうかがわせる。当地には媯堂・地藏堂・閻魔堂等があり、桃井氏・椎名氏・神保氏などの保護を受け、当地の衆徒も大きな勢力を有するようになった。永禄7年（1564）本宮・芦峯・条村の三カ村が逃散の盟約を結んだが、その署名には「蘆峯八人衆」⁵⁾とあり、ゆるやかな村の自治組織が出来ていたものとみえる。同12年（1569）には当地の百姓の公用などが一部免除され⁶⁾、同時期には芦峯は「門前」あるいは「百姓中」と称されていた⁷⁾。当地にあった媯堂を中心とする諸堂は戦乱のため荒廃することも多かったが、越中の武将らによって復興された。戦国時代末、越中を支配した佐々成政は立山を信仰すること厚く、芦峯寺・岩峯寺の堂塔を復興して寺領を安堵し、衆徒に祈禱などの宗務を精励させた⁸⁾。その後、加賀・能登・越中を支配した前田利家も、天正16年（1588）に媯堂に100俵の地を寄進し、立山中宮寺衆徒・社人中に対し寺務・諸堂の修理・勤行の励行を申し渡している⁹⁾。

江戸時代のはじめ、芦峯寺は元和4年（1618）3月加賀藩三代藩主前田利常により、当地350石の内50石を寺領とし、残り300石の年貢を金納とした¹⁰⁾。

正保の郷帳では高302石、寛文10年（1670）の村御印¹¹⁾では草高296石、免4ツ6歩、小物成として漆役3匁、炭竈役52匁があった。天保11年（1840）の高免帳では打

銀高184石・定免4ツ6歩、ほか寄進高50石であった¹²⁾。

1.2 芦峯寺の構成

(1) 芦峯寺の構成

村人の構成は、衆徒・社人という宗務を担当するものと門前の百姓から成っていた。天保9年には、33坊・5社人のほか、百姓58戸、人数282人（男136、女146）馬24、文久3年（1863）には33坊・5社人のほか百姓74戸、人数486（男240、女246）、馬24¹³⁾。

衆徒・社人という宗務を担当するものは、宿坊の主人であり、享和元年（1801）には三十三坊五社人、四太夫仲語役と確定した¹⁴⁾。それ以前については、天正期には18坊・20社人¹⁵⁾、延宝8年ころ7坊13社¹⁶⁾、享保6年ころ25軒（門前14軒）¹⁷⁾、元文のころ衆徒・社人36軒であった¹⁸⁾。

(2) 自治組織「一山」

こうした立山修験にかかわる衆徒・社人は「一山」と称する自治組織であり且つ宗教教団を構成した。

立山修験としては、「十界の修行」・「十力の長養」・「三山廻峰」・「大廻峰」の修行者の登山苦行を行い¹⁹⁾、儀式としては「柱源正灌頂」（大日灌頂蜜法）・「高貴山の秘法」・「国常立の秘法」を行った²⁰⁾。彼らはまた「修験道十八箇条警策」（当山派、享和3年）・「加行中教誡」（岩峯寺）「立山開山慈興上人御定書一禁法十六ヶ条」・「御掟書之事」（年不詳）などの仲間規約（戒律）を定め相互に仲間意識の高揚と団結をはかった²¹⁾。

芦峯寺の一山は長官・院主・別当・学頭・中老・目代・行事・名主八人衆（諮問議決機関）によって組織されたのである。またその格式には「当山古格官位昇進之事」によった²²⁾。

法義のもと強い団結をもつ「一山」とは、享和元年（1801）の芦峯寺衆徒の連署願書によれば、「芦峯寺衆徒・社人之義者、開山慈興上人立山開闢の砌より、連綿と相統仕、右上人被相定置候山格法式を以、毎月朔望廿八日於大宮講堂御武運長久等之御祈禱相効申候」²³⁾ ことに由来するものであった。

こうした一山の宗務全般にわたって執行するための人的・経済的支援を課せられたのが「門前百姓」であった。

1.3 衆徒・社人及び門前百姓の身分支配

当村の衆徒（宿坊の主人）は加賀藩の寺社奉行の支配を受け、門前の百姓も文政2年（1819）ころまでは、社地敷地の内にある居屋敷や田地、百姓は寺社奉行支配とな

り、以外の山地は村方のものとして漆役3匁、炭竈役12匁課せられているところから郡奉行の支配地とされた²⁴⁾。その後の嘉永6年(1853)3月の達しによれば、「法義」即ち宗務に関しては寺社奉行の支配であるが、高方に関しては「衆徒共居所者勿論、社地迄も全ク御郡奉行支配とされた。これに対して芦峯寺衆徒は、「一人之身体を双方より致支配」ことは不合理であるとして反対した²⁵⁾。かくて萬延元年(1860)11月2日「衆徒などの身分、全ク寺社奉行所御支配」となり「社地・居所共、御奉行所御支配方」となった²⁶⁾。一方門前百姓の支配については、安政5年(1858)の芦峯寺詮議答書よれば、この時点では、寺社奉行支配なのか郡奉行支配なのか「百姓とも身分支配の義ハ詮議中」であったが、藩側の考えは「芦峯寺門前名目之義今更相改候義難致候」として「寺社奉行所ハ勿論、於其場(御算用場)も如形連綿貫通いたし来し名目之処、御郡奉行より不相当と申立候義者、先以其御場江対相違之廉と相聞候」とあり、「門前百姓」という往古よりの主張を認めるものであった²⁷⁾。

2 百姓居住地の門前地としての要件

門前地とは、相對請地等によって寺社門前に門前町(村)を形成する一種の行政地域であり、自治区域であった。

門前地については、すでに昭和13年牧野信之助氏が畿内の事例や、越中の古府・井波・城端を事例としてその機能的特質についての先駆的な業績を成し、その後、脇田修氏は寺内町の成立を三類型に分類し、成立の主体が門徒集団にあるとする第三型により富田林の構造分析を行っている。この脇田氏の三類型によって中部よし子氏は権力構造の段階的な変質過程をとおして寺内町住民の経済行為を考察している。また井上鋭夫氏・田中喜男氏は金沢御坊寺内町の構造および形態を明らかにした²⁸⁾。

しかしいずれの論考も寺社門前地の経済的側面を中心に研究されているが、門前地住民の身分的側面からの研究は殆どないと言っていい。

従って、本稿の論点は、修験寺院芦峯寺が、中世や近世初期の諸特権を背景に「一山」という自治組織を形成し門前百姓を従属させ、いわゆる「門前」あるいは「寺内」を形成している実態について紹介し、ついで、藩の「寺内町の近世都市化への領主的作業」に逆行した動きにたいして藩自体が追認している歴史的背景について問題提起するものである。

2.1 百姓居住地の門前地としての要件

脇田修氏・中部よし子氏・井上鋭夫氏・田中喜男氏らの先駆的研究の中から修験寺院芦峯寺が門前地的形態を有している要件を列挙すると次のとおりである²⁹⁾。

- (1) 一円不輸の寺地寄進
- (2) 「諸役御免」・「御寺之諸御用相勤申ニ付公用御指除」の特権
- (3) 不入地としての寺内町の保証
- (4) 村役人の給与等雑用の負担

修験寺院芦峯寺の門前地が上記の4点の要件をどのように満たしているかを検証してみることにする。

2.2 一円不輸の寺地寄進

(1) 中世の寺領寄進

修験寺院芦峯寺は、文献における初見は、正平8年(1353)の桃井直信の年貢免除に関する文書である。その後寺嶋誠世・寺嶋誠恩・寺嶋職定ら寺嶋氏や神保長誠、佐々成政らが芦峯堂に諸堂造営や灯明料を寄進するとともに、用材伐採や柴の採取等の許可を与えるなど、芦峯寺は戦国武将の庇護を受けて発展してきたのである。

於御方、被致同心合力之軍忠者、當陣静謐之間者、
寺家年貢可免除之状、如件。

正平八年五月廿五日 直信(花押)

葦峯寺々僧御中³⁰⁾

奉寄進 越中國葦峯堂事

合拾貫文

右此新足者、祖母堂・地藏堂・炎魔堂三ヶ所、致沙汰雖為年貢、
以別志、彼堂造榮所奉寄進也、但し此三所堂造營榮無沙汰者、
可致勘落者也、仍寄進之状、如件

文正元年 六月三日

長誠(花押)³¹⁾

媯堂之威光承届候、就其葦峯・本宮不相替令寄進候、全可有所
納者也、并東西不入不及申儀候、諸堂伽藍有之造營、大日如來
之佛供燈明毎日不可油断候、弥於寶前可有祈念候、仍寄進状、
如件

天正十二年 霜月 日

佐々陸奥守

有判

立山仲宮寺

衆徒・社人中³²⁾

(2) 近世の寺領寄進

上記のような歴史的背景のもとに、前田利家・利長・利光の御印判により百俵の地の寺領寄進により芦峯寺は中世に引き続き特権的待遇を得たのである。

當村之内を以、媯堂江為新寄進百俵進之候、全有寺務、諸堂伽藍
成次第被加修理、勤行等不可有油断候、仍寄進状、如件。

天正十六年

十一月晦日

筑前守

利家印

立山仲宮寺

衆徒・社人中³³⁾

越中芦倉寺之内、百俵令新寄進、利家判形之筋目不可有相違、弥
祭礼勤行等、無怠慢可有執行候、并造營之儀、可被加相應之修理
尤候、仍如件。

慶長七年十二月九日

利長（花押）

媯堂仲宮寺

衆徒中

社人中³⁴⁾

また利光の御印判により芦峯寺350石の内50石の地を寺領として寄進され、諸役御免とされた。

2.3 「諸役御免」・「御寺之諸御用相勤申二付公用御指除」の特権

中世からの修験集落芦峯寺は、前述の如く前田利家・利長・利光（利常）の御判物

によって芦峠寺地内に50石の地を寺領として寄進されるとともに、芦峠寺の税負担は、村高に対して、本途物成の他は、通常村に対して課税される歛役米・夫銀・打銀・山銭・諸転馬役等の諸役が免除された（利家・利長判物）。

以上

越中新川郡蘆峠寺高三百五十石之内、寺領五十石引残而參百石之所、五ツ壱分之物成ニテ、如此以前之年々金子を以、可被指上、此外諸役免許者也。如件。

元和四年

三月十七日

利光 御印

蘆峠

寺中³⁵⁾

寛文10年の村御印では、諸役免除であるはずの芦峠寺に対して小物成として漆役3匁、炭竈役52匁が課されたが、この漆役・炭竈役は、本来芦峠寺に対して課されたものではなく、亀谷村の銀山労働者が入り込み炭竈を焼いた分の賦課であり、漆役も中村弥五左衛門が一時賦課した税で、村御印にそのまま賦課されたもので、他村のような生産物に対する恒常的な小物成ではなかったのである³⁶⁾。

越中新川郡蘆峠寺物成之事

壹ヶ村草高之内五石、明暦2年百姓より上るに付、無検地極

一 貳百九拾六石

免四ツ六歩、外に四拾貳石 寛文6年検地引高

右、免付之通、新京升を以可納所、口米石ニ壹斗壹升貳合宛可出之

同所小物成之事

一 三匁 漆役

一 五拾貳匁 炭竈役

外百拾七匁退轉

右、小物成十村見図之上ニ而、指引於在之者、其通可出者也

寛文拾年

九月七日御印

芦峯寺

百姓中³⁷⁾

2.4 不入地としての門前地の保証

芦峯寺は、まず佐々成政によって「東西不入不及申儀」とし、さらに前田利常によって、寛永元年8月、禁制を与えられ、不入地としての特権を与えられ、後にこの特権を背景に他村との交渉を有利に進めていくのである。

立山足倉

禁 制

中宮寺

- 一 於諸堂近殺生事
- 一 於立山諸堂境内、伐竹木之事
付 於諸堂、参詣人不作法事
- 一 於橋上、牛馬往来事
付 橋并石垣ニ障り、らく書・たはこ火事
- 一 号禪定、猥ケ問敷喧嘩口論事
- 一 於宿坊長逗留事
付 諸参詣人狼藉事

右之條々、若違乱之輩於有之者、可処罪科者也、仍如件。

寛永元年8月

日御判³⁸⁾

また天保11年(1840)には藩に対して寺内に制札の下付を願い許可されている。

其山御制札願之義ニ付、天保九年七月旧記写を以御願有之義ニ付、即御番御年寄_江御達置之処、右旧記写ニ而ハ、御僉議方指支候之條、本紙或留帳等御指出可被成旨、今般御用番御年寄衆被仰聞候條、右本紙等御持参可被成候、此段得御意候様、御奉行衆御申聞候付、如此御座候、以 上

六月十八日³⁹⁾

2.5 村雑用の負担分担

芦峯寺では、その起源がいつのことなのか明白ではないが、門前の百姓に対して、芦峯寺の宗教行事に関する諸経費を3分の1を負担することが常であった。しかし天保14年(1843)以降、芦峯寺の百姓は門前の百姓ではないとして「三ノ巻」の負担を忌避したのである⁴⁰⁾。一方、芦峯寺門前百姓の身分の扱いについて寺社奉行と郡奉行との間で論議され、幕末の安政5年(1858)に「門前百姓」であるとする決着をみたのである⁴¹⁾。

さて門前百姓が負担してきた「三ノ巻」負担とはどのようなものであったのか、天保14年の例でみてみることにする⁴²⁾。

1. 諸堂の修理等のため藩の御作事雑用	
・ 宿泊費 (教覚坊・等覚坊・教順坊・三学坊の宿泊費)	540文
(教蔵坊・宮之坊・宝籠坊・金泉坊)	990文
・ 奉行一行の宿泊費	8貫880文
・ 職人宿泊費	765文
・ その他 (そうめん・酒)	1貫193文
2. 御嬬堂用経費 (炭34貫・屏風半双)	8貫860文
3. 御前堂御見分雑用 (そうめん・蕎麦・酒1升・宿泊費)	775文
4. 布橋石垣修理 (御作事職人宿泊費)	30文
5. 6月祭礼の雑用 (杉原紙32枚・酒2升・ 15匁蠟燭6挺・5匁蠟燭20挺)	716文
7. 旅費 (御礼等のための役僧路用)	6貫600文
8. 家来雇代	400文
9. 目代茶代 (7月切・8月切)	1貫200文
10. 職人日雇	5貫880文
11. その他 (定例日持辻札代、その他)	926文
	<hr/>
	37貫755文

このように天保14年の芦峯寺門前の百姓の負担額は37貫755文、このうち諸堂修復にかかる費用は11貫398文で32.8%、一山運営の経費15貫722文で41.6%、嬬堂の運営費

8頁860文で23.5%であった。

上記のように、芦峯寺門前の百姓の負担内容は、単に村運営の負担ではなく、明らかに宗教村落芦峯寺の運営費、即ち「諸堂非常の義、法会等」に係る費用負担であり、特に一山の事務担当者「目代」の経費負担は、芦峯寺に居住する百姓がいわゆる「門前百姓」身分であることを物語っている。

3 芦峯寺門前百姓の呼称と身分

修験集落芦峯寺は、信仰と経済力を背景に勢力を持ちはじめたのは南北朝時代であった。前の守護桃井氏から誘われ、また後に越中を分国化した守護畠山氏に協力し、その老臣椎名氏や神保氏やその被官寺嶋氏などとの交渉は深いものがあり、彼らの保護を受けることも厚かった。芦峯寺を被護していた諸將の発給した文書の宛名をみると⁴³⁾、

・正平8年	桃井直信合力催促状	「葦峯寺々僧御中」
・文明3年	土肥将真田地寄進状	「あし倉衆徒・名主御中」
・文明8年	寺嶋誠世奉書	「蘆峯御百姓」
・永禄7年	芦峯寺八人衆等盟約状	「蘆峯八人衆」
・永禄12年	芦峯寺八人衆等盟約状	「葦峯寺門前百姓」
・年不詳	寺嶋職定書状	「葦峯寺門前百姓」
・天正16年	前田利家寄進状	「立山仲宮寺衆徒・社人中」
・慶長7年	前田利長安堵寄進状	「媯堂仲宮寺衆徒中社人中」
・元和4年	前田利光安堵寄進状	「蘆峯寺中」

以上の文書によると、芦峯寺には修験者（仲宮寺衆徒）とともに「名主御中」・「蘆峯御百姓」・「葦峯寺門前百姓」とあり門前百姓の存在が明らかである。江戸時代における芦峯寺居住の百姓はどのような位置づけにあったのであろうか。

元和8年(1622)分の年貢皆済状では「芦峯寺」⁴⁴⁾、祈禱など諸法会に係る藩からの達状なども「芦峯寺」「仲宮寺」宛となっており、初期においては衆徒と百姓を一体化して扱われていたようであるが、慶安5年(1652)の杉伐採の許可を郡奉行に願い出、許可された文書に、差出名として「あしくら衆徒中」・「同寺社人中」・「門前中」を区別し併記しており⁴⁵⁾、またこの後、元文2年(1737)の寺社奉行に対する貸米請願書には「坊中・社人并門前之者共え御貸米四拾五石被為仰付被下候」・「願之通被為仰付被下候ハハ、難有忝可奉存候、左候ハハ、社役・坊役等無懈怠相勤、且又門前之者共茂

養育仕度奉存候」⁴⁶⁾、寛延2年(1749)の貸米請願書には「門前之者共飢ニ及、社堂之草除茂難成候」⁴⁷⁾、正徳3年(1713)の貸米請願書に「衆徒社人之内并門前之者共、ひと行きつまり」⁴⁸⁾とあり、芦峯寺集落の中では百姓を門前百姓と意識していることがわかる。これに対して藩側でも宝永5年の「大錢出来につき申触書」には「触下之寺社并門前之者共へ」⁴⁹⁾とあり、寺社奉行からの通達として芦峯寺中宮寺の衆徒とともに門前百姓も管轄下に入れていることがうかがわれ、芦峯寺の衆徒及び藩の双方でも百姓を門前百姓として認識しているのである。また組織としても、村肝煎にあたるものとして「目代」が置かれ、田地の割符・田地割や年貢収納に関しては衆徒の責任でおこなわれたのである。

(1) 田地割符

芦峯寺の総高は、延宝5年(1677)の「芦峯寺高帳」では、228石(免四つ六歩、定刈口米116石6斗2升7合)で、このうち衆徒の持高は8坊で80石4斗5升を有していた。また門前百姓持高は19名で140石9斗4升5合の地を有していた⁵⁰⁾。

衆徒持高

大泉坊	3石5斗8升2合	
玉泉坊	13石6斗2升	
龍泉坊	19石3斗1升2合	
金泉坊	18石3斗8升	
京順坊	3石9斗8合	
実相坊	4石9斗1升9合	
泉藏坊	10石2斗6升6合	
月光坊	6石4斗6升3合	合計80石5斗2升2合

門前百姓持高

五郎助	5石3斗2升8合
三郎右衛門	7石1斗3升4合
新右衛門	7石2斗5升9合
五郎兵衛	12石1斗9升6合
吉右衛門	5石2斗6升3合
権右衛門	10石3斗9升3合
太郎兵衛	5石6斗2升2合
与三左衛門	10石2斗5合

平左衛門	6石4斗1升	
十三郎	7石8斗3升9合	
左平次	2石3斗2合	
仁右衛門	2石7斗9升6合	
伊右衛門	3石5斗8升2合	
太郎左衛門	4石6斗6合	
平二郎	12石1斗2合	
宗兵衛	14石7斗5升3合	
平右衛門	12石4斗1合	
宗右衛門	3石2斗7升3合	
覚左衛門	7石4斗8升1合	合計140石9斗4升5合

上記のような衆徒・社人及び門前百姓の高支配については、「御先代様始御三代利光様より御印章等御寄進高、御納所高共、拙僧共え策配被仰付置、御印章ノ通り全御高策配仕度奉存候、尤上納方并御皆済状等、先年衆徒共策配之諸書物所持仕候間、往古之通衆徒社人え策配被仰付被下候_れ、何事ニ不寄御用弁可仕義ニ御座候」⁵¹⁾とあり、衆徒社人の策配によるものであった。

(2) 田地割

芦峯寺の総高234石の田地割に際しては、衆徒・社人及び門前百姓など高持の人々が残らず打寄り、まず惣歩数の鉦合により、寄進田地の100俵の地を衆徒・社人に打割り、次いで残りの184石を割符するものであった。

年貢割符状(村御印)や皆済状などでは、宛名は芦峯寺村となっているが「御上納之義ハ衆徒目代え都_而取立、御三代様御印章之通二年々御算用場え金子を以て御直収仕候故、皆済状数通今ニ所持仕候」、「御上納皆済御蔵開閉之時節衆徒・目代今ニ至り立会申候」とあり年貢上納も衆徒・目代が差配していたのである⁵²⁾。

おわりに

かくして芦峯寺門前の百姓は、「興守之者」即ち立山権現の信奉を象徴する「興」を守るものであり、衆徒・社人とともに修験集落芦峯寺を守る一員と位置づけられ、決して御郡奉行の支配になる「全く百姓」ではなかったのである。

それ故、「此者共衆徒雇つかい又は山畠作」や、「社堂之草除」・「奥山廻・檀ヶ原廻

御役人中御宿余荷」・「道橋普請雑用」・「祭礼之砌□内為縮方相雇候雑用并雇人等之類ニ付入用」・「村肝煎扶持米」などに係る労働や費用負担を課せられるものであり⁵³⁾、「当山諸懸り雑用之内、三ノ壱門前百姓方指出」するものであった。

註

- 1) 田中喜男『加賀藩における都市の研究』33頁
- 2) 『越中立山古記録』II 資料 No.1
「当山諸懸り雑用之内、三ノ壱門前百姓方指出不申に付御郡所江往答書等」一件文書
- 3) 『越中立山古文書』 資料 No.5
- 4) 『越中立山古文書』 資料 No.6
- 5) 『越中立山古文書』 資料 No.11
- 6) 『越中立山古文書』 資料 No.13
- 7) 『越中立山古文書』 資料 No.11・13～16
- 8) 『越中立山古文書』 資料 No.23
- 9) 『越中立山古文書』 資料 No.26
- 10) 『越中立山古文書』 資料 No.35
- 11) 『越中立山古文書』 資料 No.75
- 12) 杉本文書 富山県立図書館蔵
- 13) 佐々木家旧記
- 14) 『越中立山古文書』 資料 No.119
- 15) 『立山町史』768頁
- 16) 『立山町史』768頁
- 17) 『越中立山古文書』 348頁
- 18) 『越中立山古文書』 資料 No.84
- 19) 佐伯幸長『立山信仰の源流』188頁～203頁
- 20) 佐伯幸長『立山信仰の源流』203頁
- 21) 佐伯幸長『立山信仰の源流』215頁～226頁
- 22) 『越中立山古文書』 349頁
- 23) 『越中立山古文書』 資料 No.119
- 24) 『越中立山古文書』 資料 No.146
- 25) 『越中立山古文書』 資料 No.255

- 26) 『越中立山古文書』 資料 No.255
- 27) 『越中立山古記録』 II 資料 No.1
「当山諸懸り雑用之内、三ノ沓門前百姓方指出不申に付御郡所江往答答書等」一件文書
- 28) 田中喜男『加賀藩における都市の研究』18頁
- 29) 脇田修「寺内町の構造と展開」(『史林』41巻1号)
中部よし子『近世都市の成立と構造』178頁
田中喜男「城下町の成立・変容」(『伝統都市の空間論・金沢』)
- 30) 『越中立山古文書』 資料 No.1
- 31) 『越中立山古文書』 資料 No.4
- 32) 『越中立山古文書』 資料 No.24
- 33) 『越中立山古文書』 資料 No.26
- 34) 『越中立山古文書』 資料 No.30
- 35) 『越中立山古文書』 資料 No.35
- 36) 『越中立山古記録』 II 資料 No.1
「万延元年歳9月 三ノ沓割出銭之義ニ付門前之者江答書之写」
- 37) 『越中立山古文書』 資料 No.75
- 38) 『越中立山古文書』 資料 No.36
- 39) 『越中立山古文書』 資料 No.191
- 40) 『越中立山古記録』 II 資料 No.1
「当山諸懸り雑用之内、三ノ沓門前百姓方指出不申に付御郡所江往答答書等」一件文書
- 41) 『越中立山古文書』 資料 No.255
- 42) 『越中立山古記録』 II 資料 No.1
「天保14年分衆徒より造用三ノ一割候内可指出分」
- 43) 『越中立山古記録』 II 資料 No.1・5・8・11・13・16・26・30・35
- 44) 『越中立山古文書』 資料 No.43
- 45) 『越中立山古文書』 資料 No.68
- 46) 『越中立山古文書』 資料 No.85
- 47) 『越中立山古文書』 資料 No.86
- 48) 『越中立山古文書』 資料 No.82
- 49) 『越中立山古文書』 資料 No.78
- 50) 『越中立山古記録』 III 資料 No.2 「旧記」
- 51) 『越中立山古記録』 II 資料 No.1

「安政6年未年6月 諸雑用三ノ壺出銭方之義ニ付、御郡御奉行所御詮議書、暨拙僧共答書」

52) 『越中立山古記録』II 資料 No.1

「万延元申歳9月 三ノ壺割出銭之義ニ付門前之者江答書之写」

53) 『越中立山古記録』II 資料 No.1

「芦峠寺諸懸リ物雑用三ノ一指出方之義ニ付御郡所より被仰渡之趣御答帳」

※ 『越中立山古文書』立山開発鉄道株式会社創立10周年記念出版

『越中立山古記録』立山開発鉄道株式会社創立35周年記念出版